

◎新潟県告示第553号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、新潟港西港区臨港地区内の分区を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所において縦覧に供する。

平成27年3月31日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 変更年月日

平成27年2月5日

2 変更に係る分区の種類及び面積

分 区	変更前面積（ヘクタール）	変更後面積（ヘクタール）
商港区	62.2	63.2
特殊物資港区	13.4	13.4
工業港区	21.9	21.9
保安港区	1.5	1.5
修景厚生港区	—	—
漁港区	8.4	6.4
分区無指定	3.4	4.4
合 計	110.8	110.8